

知内町健康保養センター「こもれば温泉」に係る指定管理者募集要項

1 趣旨

知内町健康保養センターは、町民の健康増進と福祉の向上並びに交流推進により地域の活性化を図るための施設である。

知内町では、民間事業者等の創意工夫や経営手法で公の施設のサービス向上や効率化などを図るため、知内町健康保養センターの管理について指定管理者によることとし、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 所在地

上磯郡知内町字元町103-2

(2) 規模等

- ・建設年度：平成7年度
- ・開館年月日：平成8年4月
- ・敷地面積：14,587㎡
- ・建築延面積：1,363.69㎡
- ・建物の構造：鉄筋コンクリート造り平屋建
- ・施設内容：男女各浴槽（一般浴槽・露天風呂・サウナ）、身障者用浴槽、運動浴槽（リラクゼーションプール）、幼児用プール、大広間、和室、ロビー、売店・自販機コーナー、男女各トイレ、事務室、機械室、駐車場、周辺敷地内園地、簡易厨房

3 業務内容

業務の範囲は当施設を適正かつ効率的に運営するための一切の業務とする。

(1) 施設の維持管理業務

- ・管理・フロント業務
- ・清掃業務
- ・換水業務
- ・ボイラー、施設管理、営繕業務
- ・軽食の提供
- ・利用者のバス送迎
- ・レジオネラ属菌防止対策

なお、防犯、防火その他施設の適切な維持管理について、24時間対応できる体制を整えることとする（警備委託も可）。

(2) 入浴利用者数の把握と報告

- ・日報・月報及び統計資料の作成

- ・当月分の入浴利用者数を翌月15日までに町商工林業振興課に報告するものとする。
- ・当月分の入湯税の申告を翌月15日までに町税務会計課税務係に報告するものとする。
- ・事業計画を基にした、収支予算書を毎年2月1日までに商工林業振興課に提出するものとする。
- ・事業報告書（実施事業、利用実績）及び収支決算書を毎年終了後60日以内に、商工林業振興課に提出するものとする。

(3) その他の業務

- ・こもれび温泉の総合的な指揮監督及び調整
- ・こもれび温泉管理の総括
- ・町との連絡調整、関係団体との調整
- ・こもれび温泉に係る法令の定めによる施設保守業務に関する契約・発注・支払業務（ただし、当該業務の費用は、町が予算の範囲内で負担金として指定管理者に支払う。）
- ・その他こもれび温泉の管理に関し必要と認める一切の業務

4 人員の確保

指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

5 再委託

事前に町の承認を受けた場合を除いて、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

6 開館時間等

(1) 開館時間

午前10時から午後8時までとする。ただし、夏季期間（6月～9月）の開館時間については、町、指定管理者双方協議の上、閉館時間を延長する。

(2) 休館日

設けない。

ただし、町長又は指定管理者が特に必要と認めたときは、臨時に休館することができる。

7 施設等の貸与

(1) 施設等の貸与

本業務の執行に必要な施設及び備品を無償で貸与させるものとし、指定管理者は善

良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

(2) 貸与施設の修繕等

- ・貸与施設の修繕等については、指定管理者が行うものとする。
- ・1件あたり修繕費総額が10万円を超える場合は、町と協議して行うものし、この場合の修繕に要する費用は、町が予算の範囲内で負担することとする。
- ・指定管理者が必要と判断し改造等を実施する場合には、町の承諾を得た後、指定管理者が自己の費用と責任により実施するものとする。

(3) 貸与備品の取扱

指定管理者は、指定期間中、管理備品を常に良好な状態に保つものとする。管理備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、町との協議により、費用負担を決め、当該備品等を購入又は調達するものとする。指定管理者は、故意又は過失により管理備品をき損滅失したときは、町との協議により、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

8 利用料

本施設に係る利用料のうち入湯税を差し引いたものを指定管理者の収入とする。

利用料は次のとおりとするが、町長の承認を得て回数券等の利用料を定めることができる。

利用目的	区分	利用料	摘要
入浴	大人	1回につき350円	1 大人は12歳以上とする。 2 高齢者は65歳以上とする。 3 小人は3歳以上11歳未満とする。
	高齢者・障がい者	1回につき150円	
	小人	1回につき100円	
休憩	和室	1時間あたり1,000円	1 原則として5名以上の利用で2時間以内とする。

9 指定管理料

前年度事業報告・収支決算及び事業計画・収支予算書にて町、指定管理者協議の上、15,000千円以内で電気料等の不足する一部について指定管理料を決定する。

10 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日での5年間

11 利用許可

健康保養センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当するときには、その利用を制限し、又は拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は、善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 建物又は付属施設若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) その他公益又は管理運営上支障があると認めるとき。

12 情報管理

本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。また、知内町個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 自主企画事業

知内町健康保養センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

14 申込資格

団体（法人格の有無は問わない。法人以外の団体にあつては、その代表者）であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと

15 申請書類

- (1) 別記第1号様式による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ① 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - ② 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ③ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - ④ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）
は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 直近2事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録（これらを作成していない場合にあつてはこれらに相当する書類）
 - イ 直近の事業報告書
- (6) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

16 選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。
 - (3) 住民の平等利用が確保されること。
- ※ 必要に応じて申請者に申請書類等について説明を求めることがある。

17 申込場所

知内町役場商工林業振興課商工観光係

〒049-1103 上磯郡知内町字重内21-1

TEL 01392-5-6161